

水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価 (塩素酸)に関する御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成19年2月1日～平成19年3月2日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 主な御意見の概要及びそれに対する汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会の回答

番号	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>弊社で製造後、ローリーで納入しているユーザーの中にはポリ容器に小分けしているお客様も含まれます(小分け業者)。次亜塩素酸ソーダ中の塩素酸が経時変化で徐々に増加していくことを考えると、(特に夏場、温度管理のできない倉庫等での保管)メーカー出荷時にいくら基準をクリアしても末端のユーザーに届く頃には基準値をオーバーしてしまう可能性が否定できません。</p> <p>上水道殺菌を目的としてお使いになられる浄水場のお客様の中には経時変化を考慮し、短時間で使い切ることを目的に既に弊社出荷時のロットを半分にできないだろうかと打診してきているお客様もあります。</p> <p>省エネ法等の規制からロットの増量をお願いしている最中逆行していると感じます。ユーザーへの行政的指導もお願いしたく(低温での保釈・希釈して保管する等)思います。</p>	<p>お寄せ頂いた次亜塩素酸の保管に関する御意見については、リスク管理機関に係る内容であることから、厚生労働省にお伝えします。</p>